

日 時：2009 年 7 月 3 日 (金) 午前 11 時 30 分から午後 1 時 30 分

場 所：『大志摩』新宿店

出席者：荒井寿光（東京中小企業投資育成社長）、石田正泰（東京理科大学専門職大学院教授）、橋田忠明（日本 MOT 振興協会専務理事）

— 委員会の内容 —

1. 委員会の概要

荒井寿光委員長の提案により、政府審議会、企業、大学など知財問題について広範囲の経験と実績のある石田正泰教授が、「技術経営戦略と経営者から見た知財とは何か」というテーマでまとめた「要点メモ」の詳しい説明と、それぞれの項目に基づく検討を行った。

その結果、「知財」が練り込まれた技術経営を全国に広げるため、最初に形を作るより、知財問題の最高レベルの専門家から最新の話題を聞いて、お互いに意見交換しつつ、輪を広げながら、①セミナーやシンポジウム開催、②経営者への啓発・普及、③新聞、雑誌等での掲載、④特許庁など政策当局への要望——など、世の中に問うていくことになった。

現在、まさに相手をつぶすか、つぶされるかの死活に関わる急速な国際戦略化が進展しており、企業にとっては、「社長に勇気を持って忠告、直言できる人材＝C I P O (チーフ・インテレクチュアル・プロパティ)」が求められており、C I P O 輩出を最大目標に、知財問題に取り組んでいく。

2. MOT 戦略から見た知的財産の機能（以下、「要点メモ」参照）

石田正泰教授の「要点メモ」に基づく、話し合いのポイントは下記の通りである。

- (1) 技術立国、技術立社における知的財産の位置付けについては、まだ概念論が多い。
- (2) 企業経営における知財の機能では、「価値評価」が足りない。
- (3) 「知的財産ポートフォリオ」を早急に整理し、戦略的な研究を進める必要がある。
「ポートフォリオ」は、オープン・イノベーションより重要である。
- (4) オープン・イノベーション下の知的財産戦略では、権利を制限して軽く見るのは不賛成で、ひとつとしてあるべきである。
- (5) 知的財産法制の制度設計については、特許庁が対外的に研究しているが、先端的な観点から提案する必要がある。

3. 企業経営戦略に知的財産をどのように活用すべきか

「活用」－「保護」－「創造」が結論である。

(1) ～ (6) 日本企業では、ほとんどが未完成である。富士通などが、その方向に進んでいると言える。社長に直言できる人材が必要であり、また、それぞれの項目を実行できるように指導する必要がある。

(7) ～ (8) 企業各組織ごとの知財戦略では、各部門ごとにやる必要がある。

(9) 三位一体論は、段階ごとに戦略論を作り直す必要がある。

(10) 国内と国際では、競争のベースや通貨価値も異なり、国内の延長線上ではダメである。

(注) 上記項番号は、石田正泰教授の「要点メモ」の 3. 項の番号に対応する。

4. MOTと知的財産問題についての基本的考え方

- (1) 「オープン・イノベーション」より「ポートフォリオ」の方が適切である。
- (2) 経営の中に、知的財産を「練り込む」という考え方が、きわめて重要である。
- (3) MOTの方を広くとらえ、知的財産をコアコンピダンスと位置付ける。
- (4) MOT問題は、抽象、理念では実効がなく、人財・組織、戦略、行動など具体的に取り組む必要がある。

石田正泰教授の説明と、お互いの検討の後の総合的な話し合いは、下記の通りである。

- ① 企業に比べ、大学の実用化率は低い。従来、大学は研究費を取るために、特許権、特許の出願に重点をおき件数は増えたが、活用は二の次だった。これからは、「活用」を重視する必要がある。
- ② 特許全体を見ると、9割以上が手続き論である。手続き論もベースとしては、重要だが、「経営的センス」が必要になった。特許を取るまでが大変で、それで仕事をしたと思っている。特許庁の審査も、抜本的に変える必要がある。
- ③ 日本経団連の御手洗会長が日米協会の講演で、「特許の相互保証」を主張していた。経団連会長が、この種の特許問題に触れるのは珍しい。消費者のメリットを第一義に、国ごとのバリアをなくそうとの考え方だが、企業経営者では、これまで各業界同士の交流があり、(A)生産量や価格などの交渉、(B)安全、環境などの交渉、(C)知財を基に尊重し合う交渉——などの変化が予想される。良い発明を、安く提供することは、国際共通の考えだが、国による独立した特許制度がこれを阻んでおり、悪い制度である。オープン・イノベーションにより、国際的に共同の成果を得られるようにすべきである。「世界1特許」の目標、考え方の普及が重要である。
- ④ コンテンツと著作権についても、手続きが複雑なことと、権利者と利用者の立場による利害の相違がある。ここでも、「消費者第1」の考え方をに入れて、“逆サイクル”の改良が必要になる。
- ⑤ 特許の実績のある企業には、手続き上の便宜を与えるなど、ウエートを付ける考え方も有効である。
- ⑥ 小泉政権の知的財産国家戦略では、「知財高裁」の実現が大きい。それまでは、裁判官は国際旅費や、英語翻訳の事業費も認められていなかった。知財の判事の地位、人数なども貧弱だった。米国では、総裁や裁判所が潤沢な費用を便って、積極的にPRすることが普通のことになっている。
- ⑦ 「科学技術に国境がなく、知財に国境あり」では、不自然である。企業の経営を変え、国家の形を変える必要がある。世界の他国の発明が、各国で使えるようにするのが基本でなければならない。WIPOは150カ国で構成されており、共通の特許認証を条約で実現しようとするとう失敗する。技術アライアンスの競争を通じたデファクトというやり方が現実的である。

以上。